

虐待防止のための指針

令和6年9月1日改定

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

虐待防止委員会

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

本会では、利用者の権利擁護のため、虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある利用者について、適切な対応を確保することで、利用者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者がサービスを適切に利用できるように支援をします。

2. 虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

- (1) 本会内に事業所等の管理者等で構成する「虐待防止委員会」を設置します。
- (2) 「虐待防止委員会」の設置に関する要項は別に定めます。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 事業所等の職員を対象とした虐待防止に関する研修は、事業所等において年1回以上実施するとともに、事業所等の職員を新規に採用したときにおいても実施します。
- (2) 研修の実施内容は毎回記録します。

4. 虐待等を把握したときの対応方法に関する基本方針

- (1) 事業所等において虐待等を把握したときは、本会会長に報告するとともに、速やかに狭山市等に通報します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、狭山市や警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の人権と生命の保全を優先します。

5. 把握した虐待等の報告方法等に関する事項

- (1) 事業所等の職員は、利用者等への虐待等を把握したときは、所属する事業所等の管理者に速やかに報告します。
- (2) 報告を受けた管理者は、本会会長に報告するとともに、速やかに狭山市等に通報をし狭山市等と連携して事実確認を行います。
- (3) 本会内で発生した虐待等であった場合には、虐待防止委員会において当該事案について検証し、原因の除去と再発防止策を講じ、本会職員に周知徹底します。
- (4) 必要に応じて、関係機関等に説明、報告を行います。

6. 成年後見制度等の利用支援に関する事項

利用者またはその家族に対して、必要に応じて成年後見制度等の利用の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

本会の苦情解決体制及び事業所等の苦情解決体制に基づき解決を図ります。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等はいつでも本指針を事業所等で閲覧することができます。また、事業所等に本指針を掲示するとともに、いつでも自由に閲覧できるよう本会ホームページにも掲載します。

9. その他、虐待防止の推進のために必要な事項

上記の3. に定める研修のほか、狭山市等が実施する虐待防止に関する研修に参加し、利用者の安全と人権を擁護できるよう研鑽を図ります。